

長畑ひろのり News vol.106

(C) 2013 Kohama Studio

忍ヶ丘砂線の一部に自転車レーン

2年ほど経ちますが、平成26年6月定例議会にて、私は「忍ヶ丘砂線における歩道の植栽について」の質問をしました。

主な内容は、市道忍ヶ丘砂線は新しくできた市道雁屋畑線と同じ道路幅員でありながら、車道部分が広いため歩道が狭い。その上、植栽の剪定時期や回数が適正でないのか歩道部分の見通しが悪い道路となっている等の問題提起でした。私からの改善策としては、車道を狭め歩道を広くする、それが無理なら車道へ自転車レーンを設ける、道路進入部分の植栽を低くする、でした（詳細は長畑ひろのり News vol.082）。

植栽についてはすぐに取り組んで頂き、子どもの飛び出しも察知できるようになりましたが、歩道の拡幅等、費用のかかる内容のものについては対策を取って頂けませんでした。

以上のように、私が質問をした後の2年間に自転車を取り巻く環境は大きく変化し、近隣市でも自転車レーンの設置箇所が増えています。その影響でしょうか、本市も一箇所ですが設置しました。場所は、市道忍ヶ丘砂線のセブン-イレブンから西向きへ国道170号までの区間です。ここで自転車レーンの利用状況調査を行い、残りの東向き区間、忍ヶ丘駅までの延長を実施していくかについて検討するとのことです。



7月4日完成

※市道忍ヶ丘砂線は、忍ヶ丘駅から国道170号までの道路で、市道雁屋畑線は、川本産業から国道170号までの道路です。

しかし、イオンモール四條畷も昨年の10月にオープンし、狭い歩道を走行する自転車の数も当時より大幅に増え、歩行者にとってはとても歩きにくい歩道となりました。それに加え、自転車加害者となる交通事故の問題も世間を賑わしました。

もしも、自転車事故で加害者になったら、

高額賠償事例

賠償額 9,521万円

(神戸地裁 平成25年7月判例)

男子小学生が夜間、自転車車で帰宅途中に、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。



また、平成28年4月1日には大阪府自転車条例が施行されました。本条例で特に重要なのは**自転車保険の加入義務化**（この規定のみ7月1日施行）についてで、詳しくは大阪府のホームページをご覧ください。

高齢者ヘルメット着用

65歳以上の高齢者が自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用し、自分の身を守りましょう。ヘルメットは自転車で転倒したときに頭を守ってくれます。

※13歳未満の児童、幼児が自転車に乗車するときは、道路交通法により保護者がヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



四條畷市職員旅費条例の規定

昨年の12月定例議会一般質問をした「出張や視察における宿泊費について」ですが、当時、私が質問をした主旨を行政側もご理解頂き、要望しました通りの案件が、この6月定例議会において上程され、そして可決されました。その内容は「四條畷市職員旅費条例の規定」の変更です（詳細は長畑ひろのり News vol.100）。

仮に①特別職の職員と、②課長代理以上の職員と、③それ以外の職員が随行で旅行をした場合、不思議なことに夕食に使える上限が区分けにより下記の通り決まっていました。

① 2,000円 ② 1,300円 ③ 1,000円

今回の変更により、区分けも3種類から、①特別職の職員及び職員以外の者と、②一般職の職員の2種類へ減りました。結果、今後は①の職員に②の職員と一緒に視察先へ出張する場合でも全て同じ条件で行動が出来るようになり、部下の方が上司より自己負担が多くなる等、矛盾したことはなくなりました。但し、使える上限が同じにはなりませんが、大切な税金です、少しでも費用を抑えるための努力は常にして頂かなければなりません。

毎月発行している“長畑ひろのり News”を、約半年ごとに送っています。送付の必要な方は、送付先をFAXもしくはe-mailにてお知らせ下さい。

長畑ひろのり事務所 FAX 072-877-1280
e-mail sky@nagahata.jp

<http://nagahata.jp>

Instagram

mixi

twitter

facebook

〆〆〆



一級建築士の有資格者として、他の議員では判断しにくい内容を行政へ相談し改善を求めることがあります。以下、昨年度の内容ですが、改善された2点を報告させていただきます。

開発指導要綱の変更へ

四條畷市内で、面積が500平方メートル以上や4階建て以上の大型賃貸物件を建設する場合には、本市開発指導要綱に基づいた設計をする必要があります。

本市開発指導要綱が今年の1月1日付けで変更されました。主な変更内容は次の通りで、詳細に説明をさせていただきます。

変更を求めたのは、1住戸あたりの専用面積（共有部分やバルコニーを除いた床面積の合計）です。本市では、表1の数値で大型賃貸物件は建設しなけりななかつたのです。これだけでは何が

問題かわからない
と思います。そこで、平成8年に閣議決定された第7、8期住宅建設5年計画に、最低居住水準の室構成および住戸規模が示されており、それが表2で、そこから問題点を示します。

表1

単身者用	16～30㎡以下
一般世帯用	50㎡以上 (標準は60㎡)

改善

今回、表1で示した数値が次のように変更され、今後の大型賃貸物件は、3人世帯にとって住みやすい設計が可能となったのです。

単身者用	25～35㎡以下
一般世帯用(30戸未満)	40㎡以上
一般世帯用(30戸以上)	50㎡以上

まず、本市開発指導要綱の数値である表1と表2を比べてみます。本市の単身者用は表1より16㎡～30

㎡ですので、表2の赤色数字、つまり、2人世帯までを対象としているのがわかります。そして、本市の一般世帯用は表1より50㎡以上ですので、表2の青色数字、つまり4～6人世帯を対象としているのがわかります。

仮に2人世帯の一家に子供が生まれ3人世帯となり、部屋が手狭になったとします。これまでの本市開発指導要綱では、一戸あたりの面積が31㎡～49㎡の大型賃貸物件を建てる**ことができません**ので、4人以上を対象とした大きな住戸専用面積の物件へ引っ越ししかありません。そうなれば賃料もアップすることになるでしょう。それが納得できなければ、本市開発指導要綱にかからない小さなアパートの物件を探すか、市外へ転居して大型賃貸物件を探すしかないので。

そこで近隣市を調べてみますと、本市に近い開発指導要綱は大東市と門真市があります。しかし、寝屋川市では住戸専用面積の規定すらありませんし、守口市では部屋の構成によ

って住戸専用面積を決めている(例えば2DKでは39㎡等)だけです。また、交野市では標準世帯(4人)にかかる望ましい面積は91㎡以上となっていますが“望ましい”との表現のみで開発指導要綱で縛る住戸専用面積はありませんし、枚方市では世帯向けは39㎡以上(50戸以上の場合は70㎡以上)と定めています。つまり、4市とも3人世帯を考慮した開発指導要綱になっているのです。これでは、本市からこれら4市へ転居して行くのを止めることはできません。

出生率が1.46の現在、3人世帯が今後は特に増えていくでしょう。そうでありながら、本市は人口を減らさない対策を行う以前に、これまでは3人世帯を対象とした大型賃貸物件を建設できなかったのです。事実、本市へ枚方市や交野市から転入する人より、本市から枚方市や交野市へ転出する人の人が多いのです。理由については、諸々あるでしょうが、開発指導要綱の件も影響がないとは言えません。

ガスヒートポンプ室外機位置変更へ

市民の方が一番多く利用される市庁舎本館の東玄関、その向かって左側コーナーに3台+2台のガスヒートポンプエアコンの大きな室外機が、画像のようにフェンスに囲まれた形で設置されています。当初は、東玄関の左側に5台、右側に4台設置される予定でした。そのまま施工されていれば、イメージの悪い庁舎となっていたことでしょう。

私は、自転車置き場が減ること、また、市民の方がメインで使用している東玄関の左右に9台の室外機が設置される見苦しさと、それに加えてフェンスが出張り市役所を訪れる方に圧迫感が生じることや庁舎内の廊下側が暗くなること、騒音や低周波等の問題を理由に、この位置への設置は認められないと一人反対しました。

計画していた位置にしか設置できない理由を担当者に尋ねますと、耐震工事中の足場が組めない、設置位置にガスメーターや植栽がある等でした。私は安価で全てクリアーできることを担当者に説明し、再度業者と調整をして頂くよう求めました。その結果、室外機の設置位置は東玄関左側コーナーに5台、残りは庁舎裏側へと、現在の形に落ち着きました。

